



豊 監 査 第 2 7 9 号

令和 8 年 (2026年) 8 月 2 5 日

豊中市長 長 内 繁 樹 様

豊中市監査委員 岸 本 康 孝

同 清 水 聖 子

同 大 野 妙 子

同 井 本 博 一

令和 7 年度豊中市内部統制評価報告書

の 審 査 意 見 の 提 出 に つ い て

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定により、同条第 4 項に規定する報告書を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和 7 年度(2025年度)豊中市内部統制評価報告書の審査意見書

第 1 豊中市監査基準に関する規程への準拠

豊中市監査基準に関する規程（令和 2 年豊監告示第 1 号）に準拠し、審査を行った。

第 2 審査の種類

地方自治法第 150 条第 5 項に規定された内部統制評価報告書の審査

第 3 審査の対象

令和 7 年度豊中市内部統制評価報告書（以下「評価報告書」という。）

第 4 審査の期間

令和 8 年 7 月 7 日から同年 8 月 24 日まで

第 5 審査の着眼点

評価報告書について、市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査する。

第 6 審査の実施内容

「豊中市監査基準に関する規程」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年 3 月（令和 6 年 3 月改定）総務省）の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第 7 審査の結果

評価報告書について、第 1 から第 6 までの記載事項のとおり審査した限り、重要な点において、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であることが認められた。

第 8 備考

評価報告書の「3 評価結果」に記載のとおり、評価対象期間中の運用上の重大な不備が 1 事案把握され、財務に関する事務等に係る内部統制は評価対象期間において一部有効に運用されていなかった。また、過年度

（令和２年度から６年度まで）における重大な不備が１事案把握された。

これらの事案に共通する課題は同様であり、監査委員の考え方については、令和８年５月２８日付け監査結果に記載のとおりである。

評価対象期間中に不備が生じた所属においては、適正な事務の執行に必要な事項について職員への周知及び理解の徹底を図るとともに、全庁において統制環境等の整備・運用に引き続き努められたい。